

## 被措置児童等虐待事案の状況について

平成28年度、児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき対応した被措置児童等虐待の状況は、次のとおりです。

### 1 虐待案件受理の状況

受理件数	調査結果	
	該当	非該当
9件	7件	2件

### 2 被措置児童等虐待の状況

被害児童性別	
男子	女子
17名	5名

被害児童年齢階層		
乳幼児	小学生	中学生
6名	12名	4名

虐待の種類	
身体的	心理的
15名	7名

施設種別	
社会的養護関係施設	
児童養護施設	
7件	

職員等の職種	
児童指導員	保育士
1名	6名

### 3 県が講じた措置等

文書による指導…0件

※県では、被措置児童等虐待が疑われる事案を受理した場合、関係施設等を訪問し、子ども及び職員等からの聴き取り調査を実施。調査結果を児童福祉審議会権利擁護部会に報告。同審議会の意見を踏まえ、7件の事案について虐待該当と判断し、施設等に対して再発防止策の取組みについて指導しました。